

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第13条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(環境学習の推進等)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、低炭素社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域における低炭素社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。</p> <p>第14条以下 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(環境学習の推進等)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、低炭素社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域における低炭素社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。</p> <p>第14条以下 省略</p>